

別記第七号の四様式（第七条，第二十条，第二十四条，第四十四条関係）（平7
法省令60・全改、平15法省令67・旧別記第七号の三様式繰下、平23法省令43・令元法省令10・
一部改正）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・ 地域	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の 者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。</p>	
<input type="text"/>	
日 本 国 法 務 大 臣	

（注） 用紙の大きさは，日本産業規格A列5番又はA列6番とする。